

佐那河内村がん患者アピアランスケア費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん治療における薬物療法又は放射線療法による脱毛、手術療法による乳房切除等のがん治療による外見変貌を補完する補正具（以下「補正具」という。）の購入費用を補助することにより、がん患者のがん治療に伴う心理的、経済的負担を軽減するとともに、就労等の社会参加を促進し、療養生活の質の維持向上を図るため、佐那河内村がん患者アピアランスケア費用補助金（以下「補助金」という）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（平成14年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において佐那河内村の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) がんの治療（手術、薬物治療又は放射線治療をいう。）を受けた者又は現に受けている者であること。
- (3) がんの治療に伴う外見の変化のため、補正具を購入した者
- (4) 申請する補正具に対して、他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が次に掲げる補正具を購入するために要した費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、補正具の購入に要する交通費、送料、代金決済手数料等の諸経費、付属品、ケア用品等の購入費用及び文書料等は対象としない。

- (1) 医療用ウィッグ がん治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用する全頭用及び部分用医療用ウィッグ（装着時に皮膚を保護するネットを含む。）又は毛付き帽子
- (2) 胸部補正具 がん治療に伴う外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着及び補整パッド等の胸部補正具
- (3) エピテーゼ がん治療により乳房、顔などの身体外表に生じた欠損部位を補うため、医療用具として体表に取り付ける人工の装具（再建術により体内に埋め込まれたものを除く。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、補助対象者一人当たり30,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、補助対象者一人につき、前条各号に掲げる区分ごとに1回限りとし、購入後1年以内に申請のあったものに限る。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補正具を購入した日から起算して1年以内に、佐那河内村がん患者アピアランスケア費用補助金交付申請兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

- (1) 第3条各号に掲げる補正具の購入に係る領収書の原本（購入者名、品名、金額等の記載のあるものに限る。）
- (2) 治療計画書、化学療法説明書、診断書等のがんの治療を受けていることを証明する書類
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の決定を行った場合は、佐那河内村がん患者アピアランスケア費用補助金交付決定通知書(様式第2号)又は佐那河内村がん患者アピアランスケア費用補助金不承認交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 村長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定した場合は、申請者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 村長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けた者があると認めた場合は交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(個人情報の取扱い等)

第9条 村は、この要綱の実施にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、申請者及びその家族の心情に十分配慮した対応を取るものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。